

下記の誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

◇ P101 いもづる知識 5. 1行目

【誤】 抵当不動産の所有者

↓

【正】 抵当不動産の不法占拠者

◇ P222 CHECKPOINT 下から6行目

【誤】 重要事項の説明は、

↓

【正】 重要事項説明書の交付は、

◇ P234 CHECKPOINT 3.

3. 相手が、宅建業者であっても、説明を省略することができない点に注意!

↓

(削除)

◇ P313 一発合格その②

(以下の内容にすべて差し替え)

1. 建築主等は、以下の一定規模を超える建築物については、建築主事または指定確認検査機関による建築確認と並行して指定構造計算適合性判定機関等による構造計算適合性判定を受けなければならない。

① 木造

ア. 高さ 13m または軒高 9m を超えるもの。

② 鉄骨造

ア. 地階を除く階数が 4 以上のもの。

イ. 地階を除く階数が 3 以上のもののうち、高さが 13m または軒高 9m を超えるもの。

③ 鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造

ア. 高さが 20m を超えるもの。

④ 組積造・補強コンクリートブロック造

ア. 地階を除く階数が 4 以上のもの

⑤ その他

2. 一定規模以下の建築物であっても、任意に構造計算適合性判定を受けることができる。
3. 指定確認検査機関による判定は、受付日から 14 日以内にするのが原則である。ただし、指定確認検査機関審査期間を延長する旨の通知書を指定確認検査機関が交付した場合は、受付日から 49 日以内に延長される。

以上